

障害者総合支援法改正などを 踏まえた知的・発達障害のある人の 住まいや暮らしぶりの方向性

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
(公社) 日本発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書編集長)
内閣府障害者差別解消に向けた相談対応等に係る調査研究委員
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

入所施設やグループ ホームはどうなる？

【論点2】意思決定支援の推進について②

検討の方向性

事業所（相談支援事業所）の指定基準に明記される

（意思決定支援ガイドラインを踏まえた指定基準等の見直し）

- 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記することを検討してはどうか。

また、意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させることを検討してはどうか。

※ 意思決定支援ガイドラインにおいては、意思決定支援の枠組みとして、「意思決定支援責任者の選任、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直し」について示している。

※ サービス管理責任者は、利用者と面接してアセスメントを行い、利用者や家族の生活に対する意向、総合的な支援方針、課題、目標及び達成時期等を記載した個別支援計画の作成を行うとともに、定期的なモニタリングを実施する役割を担っており、役割が重複することから、意思決定支援ガイドラインにおいて「意思決定支援責任者」の役割を兼務することが想定されている。

（サービス担当者会議及び個別支援会議における本人参加）

- 障害者の自己決定権の尊重及び意思決定支援の推進の観点から、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、相談支援専門員が開催するサービス担当者会議及びサービス管理責任者が開催する個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することを検討してはどうか。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 16

【論点】地域移行を推進するための取組について②

検討の方向性

地域移行促進加算、地域移行支援体制加算新設、送迎加算の柔軟化、他方で地域移行等確認体制未整備減算も新設

- 障害者支援施設等の指定基準に、すべての施設入所者の地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定することに加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の日中活動系サービスの利用の意向についても意思決定支援を行い確認し、希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない旨を規定してはどうか。
- また、地域移行に向けた動機付け支援については、例えば、グループホームの見学や食事利用に加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の通所事業所への見学や食事利用、地域の活動への参加等を行った場合に評価を検討してはどうか。
- 生活介護等の送迎加算において、これまで施設入所者については、送迎の利用者として対象外とされていたが、本人が希望する日中活動の場の提供を促進する観点から、入所している障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎に限定して、送迎加算の対象とすることを検討してはどうか。
- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設けることを検討してはどうか。

検討の方向性

- 障害者支援施設の指定基準に、すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定することとしているが、その実効性を持たせるため、
 - ・ 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること（サービス管理責任者又は地域移行支援の経験者等を選任）
 - ・ 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

を指定基準に規定し、義務化することを検討してはどうか。

その際、これらの規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、これらを実施していない場合に減算の対象とすることを検討してはどうか。

※ 意思を決定することに困難を抱える場合は意思決定支援を行う。

※ 意向確認のマニュアルについては、厚生労働省で令和6年度中に作成し、そのマニュアルに基づいて各施設でマニュアルを整備してもらうことを予定。

- また、障害者支援施設の意向確認を行う担当者は、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターや相談支援専門員と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握、地域移行支援や体験利用へのつなぎなど、地域移行の推進に向けた取組を行うことに努めなければならない旨を指定基準に規定することを検討してはどうか。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

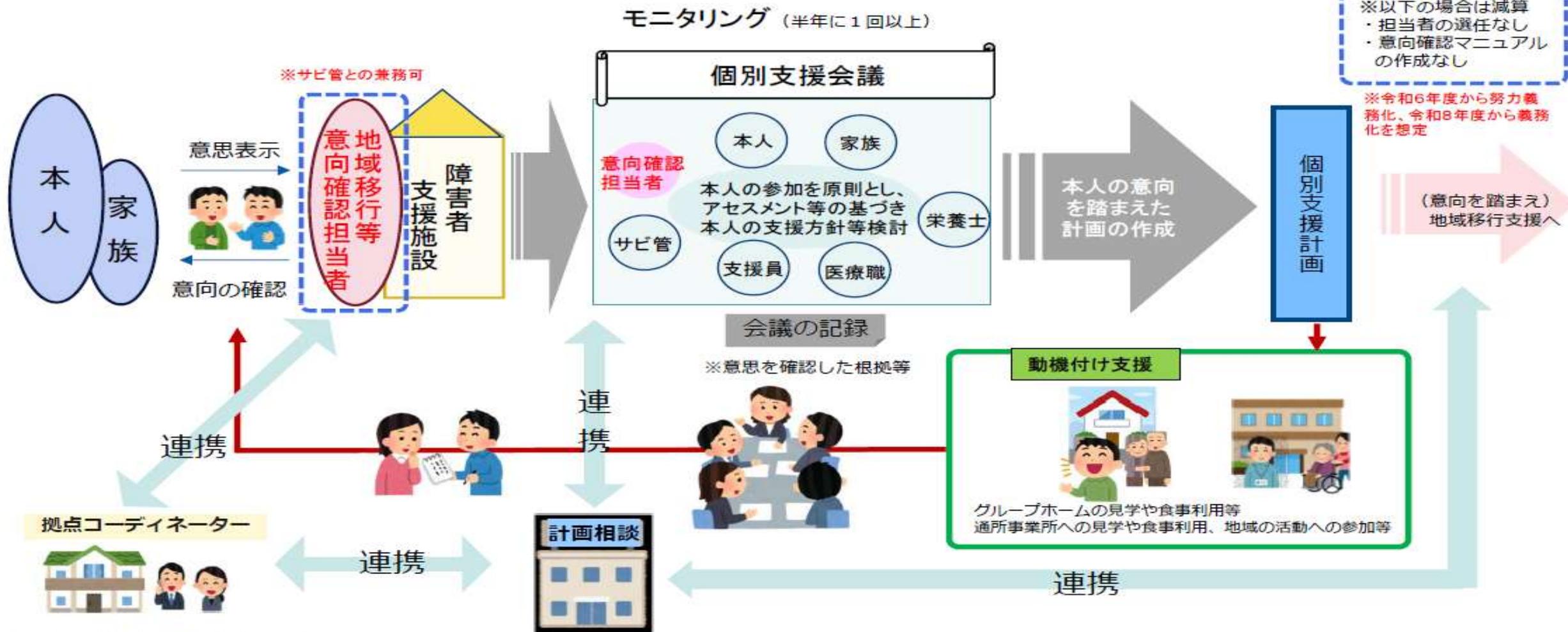
- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 - 【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 - 【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 送迎加算について 障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供（イメージ図）

（論点 参考資料①）

- ※以下の場合には減算
・担当者の選任なし
・意向確認マニュアルの作成なし

※令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化を想定



（意向を踏まえ）
地域移行支援へ

※地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担う。

※計画相談支援のモニタリング期間について、地域移行に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者については、標準期間より短い期間で設定することが望ましい旨明確化

【論点1】グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について②

検討の方向性

自立生活支援加算を大幅に改組拡充、居住支援系加算新設

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対する支援を実施するため、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価することを検討してはどうか。

その際、利用者の意思の表明後に、サービス担当者会議において利用者の意思を本人を中心とした支援チームで共有し、退居に向けた支援を実施した場合の評価の見直し、一人暮らし等に向けた住居の確保のための居住支援法人や居住支援協議会等との連携についての評価を検討してはどうか。

- 共同生活援助の入居前から、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対して集中的な支援の実施を可能とし、かつ、事業所の柔軟な運営に資するため、既存の種類の枠内において、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みも選択肢として設けることを検討してはどうか。

その際、共同生活住居を単位として以下の支援を実施することを公表した上で、一定の期間において集中的な支援を実施する事業所を評価することを検討してはどうか。

- ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスに関わること。
- ・ 専門職の配置による住居の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施すること。
- ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うこと。

グループホームの支援内容拡充に関する方向性

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



- | | |
|-------|---|
| 支援(例) | GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援 |
| | GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続 |

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 *6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 *移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】ピアサポート実施加算 100単位/月 *自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月1回を限度) *自立支援加算(Ⅰ)に加算

*移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

一人暮らし希望者が混在するパターンと全員が一人暮らし希望者のパターンあり

【新設】退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月 *退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】退居後ピアサポート実施加算 100単位/月 *退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援(移行支援住居)

- 共同生活援助を一定期間利用した後に一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する、共同生活住居単位での支援の仕組み(移行支援住居)
- ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスへの関与
- ・ 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施
- ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行う

A指定共同生活援助事業所

* 介護サービス包括型又は外部サービス利用型が対象



管理者



A指定共同生活援助事業所
共同生活住居(a)
* 利用期間は本人の状況による



A指定共同生活援助事業所
共同生活住居(b)
* 利用期間は本人の状況による



A指定共同生活援助事業所
共同生活住居(c)
* 利用期間は本人の状況による



サービス管理責任者



世話人



生活支援員



* 7人以下を想定

A指定共同生活援助 移行支援住居

* 利用者の希望する生活の実現に向けて一定期間の支援を実施



サービス管理責任者: 社会福祉士・精神保健福祉士



障害者ピアサポート研修修了者

(共同生活援助における支援の質の確保)

- 共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組の導入を検討してはどうか。
- さらに、グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していくこととしてはどうか。

(個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い)

- 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いの延長を検討してはどうか。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じた見直しを検討してはどうか。

居宅介護特例は延長だがGH本体報酬は減額

(地域の実態を踏まえた事業所指定)

- 地域の実態を踏まえた事業所指定の在り方については、総量規制の在り方も含めて、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について引き続き検討していくこととしてはどうか。

結局、何が求められているのか

1. グループホームの支援に「いわゆる卒業支援」が加わるということは、障害者の地域生活支援体制を根本から見直すということと同義
2. 引き続きのGH計画整備はもちろんのこと、GH退去後の住まい確保やヘルパー、自立生活援助、地域定着相談などの整備がなければ、卒業支援は不可能
3. 今回の意思決定支援重視の流れは、入所施設からの地域移行、GHからの卒業につながる一連のもの、単発で考えるべきではない
4. 法人・事業所任せではなく、地域全体の課題として自立支援協議会で協議することが不可欠

障害者の家族同居

率はどれくらい？

障害者の家族同居率

1. 障害者の家族同居率については、厚生労働省が実施する「生活のしづらさなどに関する調査」が追いかけています
2. この調査は5年に1回の実施で、比較可能なデータは平成23年と28年および令和4年になります
3. 令和4年の調査は次ページのとおりで、知的障害（療育手帳所持者）の場合には、親との同居が18歳から64歳で91%、65歳以上で5%です

身体障害者の家族同居率（令和4年調査）

男女 年齢	合計				
	全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上	
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	6,679	154	1,582	4,756	
同一世帯の方がいない	18.0%	0.6%	18.6%	18.2%	
	1,200	1	294	867	
同一世帯の方がいる	73.4%	96.8%	75.6%	72.4%	
	4,902	149	1,196	3,441	
同一世帯に含まれる方（複数回答）	親	16.7%	96.6%	47.5%	2.5%
		817	144	568	85
	配偶者	66.2%	5.4%	48.8%	74.7%
		3,245	8	584	2,571
	兄弟姉妹	7.1%	63.1%	14.5%	2.2%
		350	94	173	74
	子・孫	37.8%	2.0%	26.7%	43.5%
	1,855	3	319	1,498	
その他の家族・親戚	2.3%	9.4%	3.3%	1.7%	
	115	14	39	57	
パートナー（友人や恋人）	1.0%	0.0%	2.2%	0.6%	
	50	0	26	21	

精神障害者の家族同居率（令和4年調査）

男女 年齢	合計				
	全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上	
総数	100.0% 1,931	100.0% 73	100.0% 1,370	100.0% 433	
同一世帯の方がいない	24.4% 471	1.4% 1	25.5% 350	24.7% 107	
同一世帯の方がいる	67.7% 1,307	95.9% 70	69.2% 948	59.6% 258	
同一世帯に含まれる方（複数回答）	親	56.2% 735	95.7% 67	68.8% 652	3.9% 10
	配偶者	35.5% 464	2.9% 2	25.6% 243	76.4% 197
	兄弟姉妹	22.2% 290	71.4% 50	23.1% 219	7.0% 18
	子・孫	16.3% 213	1.4% 1	14.3% 136	27.1% 70
	その他の家族・親戚	5.2% 68	15.7% 11	5.4% 51	1.2% 3
	パートナー（友人や恋人）	1.8% 23	1.4% 1	2.0% 19	1.2% 3

知的障害者の家族同居率（令和4年調査）

男女 年齢		合計			
		全体	0～18歳	19～64歳	65歳以上
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		1,831	452	1,073	267
同一世帯の方がいない		13.5%	0.9%	16.8%	21.7%
		247	4	180	58
同一世帯の方がいる		76.9%	95.6%	75.1%	55.8%
		1,408	432	806	149
同一世帯に含まれる方（複数回答）	親	84.2%	98.6%	91.2%	5.4%
		1,185	426	735	8
	配偶者	10.2%	2.5%	4.2%	62.4%
		143	11	34	93
	兄弟姉妹	45.5%	69.0%	39.5%	12.1%
		640	298	318	18
	子・孫	5.1%	0.7%	3.1%	28.9%
	72	3	25	43	
その他の家族・親戚	7.7%	8.8%	7.6%	6.0%	
	109	38	61	9	
パートナー（友人や恋人）	0.9%	0.2%	1.4%	0.7%	
	13	1	11	1	
不詳		9.6%	3.5%	8.1%	22.5%
		176	16	87	60

健常者全体における親との同居率は、平成7年国勢調査結果で約42.5%
既婚者の場合、同居が約23%

障害者の家族同居率

4. ちなみに、前回・前々回の結果と比べてみても、親との同居が65歳未満では90%程度、65歳以上では10%前後であり、変動は少ないといえます
5. 65歳以上の知的障害者については、夫婦で暮らす、自分の子どもと暮らすのケースが多くなっており、一般的な暮らしぶりに近づいています
6. 少なくとも、65歳未満については圧倒的に親との同居が多いことが分かります

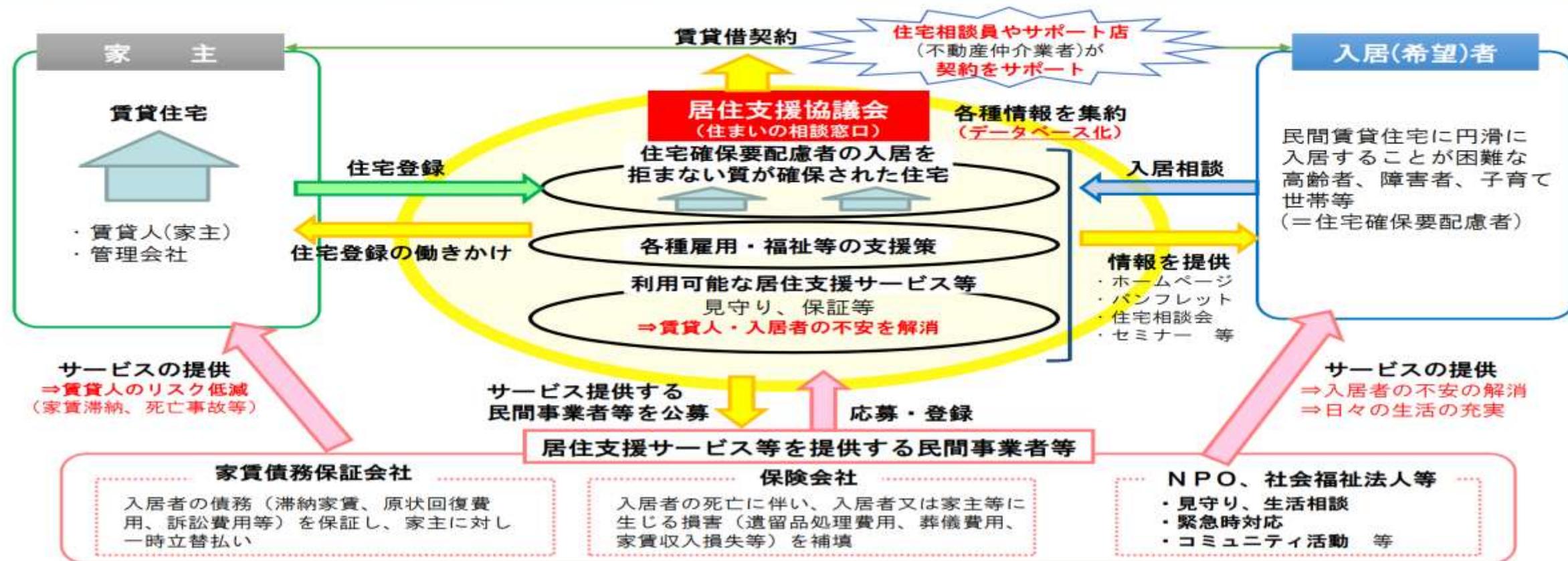
障害者の家族同居率

7. 本人が希望する将来的な暮らしぶりについては、平成28年度調査になりますが「今までと同じように暮らしたい＝親との同居希望」が約70%で断トツです
8. 2位以下はダンゴ状態ですが、中でも「分からない」が約10%で2位となっている点は重要です（以下、グループホームが約6%、一人暮らしが約5%）
9. この結果も、平成23年と比較してほとんど変化がありません（令和4年調査では質問が消えています）

これからの「障害者等の居住支援」のあり方

居住支援協議会の活動イメージ

- 居住支援協議会の活動としては、相談窓口を設置し、以下の取組みを行うことが考えられます。
 - ① 要配慮者が入居可能な住宅、入居希望者や賃貸人等が利用可能なサービス等に関する情報の集約・提供
 - ② 居住支援サービス（見守り・生活相談、緊急対応、保証等）の提供やコミュニティ活動に取り組む民間事業者・NPO等の紹介・斡旋
 - ③ 住宅相談員、地域の不動産店等による契約サポート



これからの「障害者等の居住支援」のあり方

<障害者等に住居を貸す側（オーナー、不動産管理会社）の不安について>

1 家賃滞納の不安 → **家賃支払い**の確実な履行がされるか。

2 安全確保への不安

(1) 地震や水害の発生などの非常時の際、**避難**ができるか。

(2) 建物や設備が**バリアフリー**となっていない。

(3) 意思疎通が難しく、いざというときに**安全確保**ができないのではないか。

(4) 自傷行為、自殺の危険はないか。また、**パニック**発作やてんかん発作が起きたときが不安だ。

3 近隣住民等に迷惑をかける不安

(1) 火の始末がきちんとできるか。すぐに消防署へ**通報**できるか。

(2) 奇声を発したり、何かをたたいて騒音を出したり、**近隣住民に対して迷惑**をかけるのではないか。

4 建物や設備の維持への不安

(1) 車いすの人に貸したら、建物が傷むのではないか。

(2) 建物を勝手に改修されてしまうのではないか。

5 フォロー体制に対する不安

保証人が緊急時やトラブル発生時に適切に対応してくれるのか不安である。

これからの「障害者等の居住支援」のあり方

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、団体を指定することが可能

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人が①の業務を行うかどうかは、地域の実情を踏まえて判断されるもので、すべての居住支援法人が必ずしも同業務を行わなければならないものではない。

「あんど」の生活サポート

民間警備会社



24時間365日
緊急対応や相談対応
火災監視

ケアマネ
ヘルパー



「要配慮個人情報」
の管理と、支援情報
管理の一元化

介護保険、障害福祉
サービス対象の場合



住宅確保要配慮者

包括保険



入居トラブル損害費用
遺品整理費用
(30万円まで)



物件オーナー

定期的な電話連絡と
訪問、電話相談



あんどの見守り支援

委任契約

死後事務委任契約
金銭管理等援助サービス契約
その他必要に応じて随時契約

居住支援付き住居なら、生活サポート費用は家賃の
中に組み込まれています。(実質負担0円)

年度

あんどの4チームが行う居住支援付き住宅サービス

居住支援チーム 不動産チーム 家賃保証チーム 福祉チーム

【緊急連絡先の提供】

- ・緊急連絡先がない方にあんどが緊急連絡先を提供
- ・緊急連絡先としての医療入院時や警察等の対応

【相談見守り支援】

- ・日常での相談受付
- ・家賃等支払困難時の相談対応
- ・医療機関や施設等の相談支援
- ・必要に応じた連絡や訪問
- ・血流認証ゲートシステムによる居住支援 ※別途費用
- ・機械警備による居住支援 ※別途費用

【各所連携支援】

- ・各地の居住支援法人との連携
- ・地方自治体や社協や民生委員等との連携
- ・期間相談支援センターや高齢者相談支援センターとの連携
- ・福祉事業者や医療機関との連携
- ・後見人等との連携

【福祉サービスの提案】

- ・介護保険サービス等の提案や紹介
- ・障害福祉サービス等の提案や紹介
- ・障害者相談支援事業（地域定着、自立生活援助）の提案や紹介

【非常時の支援】

- ・家賃未納時の連絡や正常化への支援
- ・家賃支払困難者の転居支援
- ・近隣トラブル時の転居支援
- ・施設等の利用が必要となった時の支援
- ・認知症など意思疎通が難しくなった方への後見人等の支援

【サポート事業】

- ・要配慮者の新規契約及び更新契約時の補助支援
- ・要配慮者となった方へのヒアリングやモニタリングによる支援
- ・ヒアリングによる居住支援付き住宅への提案

【後見制度利用支援】

- ・任意後見契約の説明や任意後見人の紹介
- ・後見制度利用が必要となった方への後見人の選定や手配
- ・身寄りのない方の後見制度が必要時の申立て準備の支援

【委任契約】 ※別途費用

- ・委任契約による個別対応（同行支援、代行支援等）
- ・金銭管理委任契約
- ・長期入院時の退去精算支援 自治体等の届け出支援
- ・光熱費やその他利用事業所への解約精算支援
- ・残置物処理委任契約（処分品等の確認やリストの作成等）
- ・死後事務委任契約（死後の希望等のリスト化と事業者の選定）

エール賃貸保証

A I R

ハンディキャップから賃貸住宅が借りづらい方を応援します！

家賃保証会社と居住支援法人と育成会がタッグ！

• 新日本信用保証株式会社

他の保証会社にはない豊富なバリエーションを持つ家賃債務保証会社

• 株式会社あんど

入居者・オーナー・支援者それぞれの課題やリスクに向き合うソリューション型居住支援

• 全国手をつなぐ育成会連合会

設立75年、全国55の都道府県・政令指定都市と全国の育成会関係事業所で組織される事業所協議会が正会員となり、会員数は全国で約10万人
育成会の全国組織が全国手をつなぐ育成会連合会

世帯種別毎の順位別：1位：◎、2位：○、3位：△

住宅確保 要配慮者の 世帯種別	住宅確保要配慮者に必要と思う支援 〔該当項目に○印をお願いします。○は3つまで〕								
	物件の 情報提供	住宅確保要 配慮 者を受け 入れる 情報提供	家賃債務保 証 サービス の 情報提供	サポート	入居時の 契約 手続き などの	定期的な 見守り や生活 支援	入居者へ の 定期的な 見守り や生活 支援	入居者の 金銭・ 財産管理 の 支援	保証人や 緊急 連絡先の 確保 に係る 支援
高齢者単身世帯	△227 27.5	199 24.2	127 15.4	◎493 59.8	162 19.7	○410 49.8	12 1.5		
高齢者のみの世帯 (未婚など)	△166 22.1	156 20.8	106 13.9	◎292 37.8	111 14.5	○263 33.9	8 1.0		
障害者単身世帯	△229 27.8	141 17.1	155 18.8	◎349 42.4	119 14.4	○289 35.1	9 1.1		
障害者のいる世帯	○182 22.1	120 14.6	100 12.1	◎207 25.1	16 9.2	△172 20.9	10 1.2		
子育て世帯	△121 14.7	◎155 18.8	65 7.9	115 14.0	80 9.7	○138 16.7	6 0.7		
ひとり親世帯	119 14.4	◎179 21.7	58 7.0	△134 16.3	90 10.9	○156 18.9	7 0.8		
外国人世帯 (留学生を含む)	216 26.2	△218 26.5	○259 31.4	134 16.3	82 10.0	◎317 38.5	15 1.8		
所得の低い世帯 (生活保護受給世帯など)	182 22.1	◎319 38.7	82 10.0	167 20.3	△227 27.5	○239 29.0	10 1.2		
その他	△7 0.8	○9 1.1	6 0.7	△7 0.8	6 0.7	◎10 1.2	6 0.7		
いずれかの世帯で 回答した回答者数	370 44.9	411 49.9	353 42.8	567 68.8	339 41.1	515 62.5	32 3.9		

n=824

民間賃貸住宅で障害者単身世帯を受け入れるためには、

- ①定期的な見守りや生活支援
- ②保証人や緊急連絡先の確保
- ③物件の情報提供

が必要と、民間賃貸住宅管理会社は考えている。

課題や悩みの緩和軽減に向けた育成会との連携

オーナー

- 空室の問題
- 障害者差別解消法への対応
- 障害者に対する知識がなく不安
- 入居継続が難しい場合

入居希望者 (障害者)

- 貸してくれるか
- 困ったとき助けてくれるか
- その住居が合わなかったときどうすればいいか

家賃保証業者

- 安定した生活のための支援者の確保
- トラブル発生時の対応
- 緊急連絡先の提供が必要

福祉事業者 (グループホーム)

- 一人暮らしに対する本人意思の確認が義務づけられた
- 法改正で、一人暮らし支援を求められている

株式会社あんどがすべての入居者の緊急連絡先を受ける

居住者に地域の育成会会員になっていただくか、もしくは地域の育成会があんどの「居住支援サポーター」として登録することにより、居住者のSOSをキャッチし、あんどや地域の民生委員、自治体などへつなぐほか、血流認証ゲートシステムの電池交換など軽易なサポート、地域情報の提供や相談助言などを実施（地域の育成会が対応可能な範囲で実施）

全国手をつなぐ育成会連合会から全国各地の育成会へエール賃貸保証の仕組みを紹介・伝達

血流認証ゲートシステム

なくすことのないあなただけのお家の鍵 血流認証方式による本人確認

指紋や顔、虹彩など、生体認証に使える身体の部位はたくさんありますが、体内にある静脈を流れる血流は人の目には触れにくい為、偽造や盗難や情報流出などの危険性に対する効果が高く、ましてや鍵のように紛失することがありません。紛失や暗証番号が必要ないので、ご高齢の方、障害を持つ方にも安心です。



Bionics Co., Ltd.

血流認証ゲートシステム

家族や個人
パーソナルユース

身寄りのない高齢の方

いざという時のサポートを行います

自立生活を行う障害をもつ方

鍵紛失・施錠忘れ・健康不良・不審者訪問等のリスクから守ります

居住支援を必要とされる方

賃貸不動産に

居住支援付きの住宅とすることによって、入退室の管理だけでなく、オプションで見守りや死後事務委任、必要な介護福祉サービスとの連携などによって、家主や管理会社の賃貸リスクを軽減します

パブリックユース
企業・施設・家主

高齢世帯の生活管理

遠隔地でも見守りができます

子育て世帯の家庭

お子さまの帰宅時間と施錠を遠隔で確認できます

女性等の一人暮らし

合鍵等による不法侵入から安全を守ります

ご自身で管理されたい方
ご家族で見守りたい方

施設やグループホームに

入居者の安全確認やプライバシー保護ができます

セキュリティ管理が必要

金庫室などの入室可能者を管理でき、入室記録も管理できます

ご清聴
ありがとうございます
ございました